

常任・特別委員会の動き

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 地域の実情に応じた支援を展開

厚生環境

厚生環境常任委員会は、十二月七日に開催され、議案一件、陳情二件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情は全て趣旨不承と決定した。

また、①新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けた取組②藤沢市焼却施設整備基本構想素案——以上二件について報告を受けた。

○新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けた取組について

〈市の説明〉

平成二十六年六月に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、二十七年四月に介護保険法の一部改正された。この改正は、二〇二五年に向けた地域包括ケアシステム

の構築を重要な課題とし、地域の実情に応じて多様な主体が多様なサービスを提供することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものであり、全ての市町村において新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施が義務づけられている。

新しい事業の概要は、これまでの介護保険制度における要支援者に対する介護予防サービスのうち、訪問介護・通所介護の見直しとなされ、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防から成るサービスとして市町村の独自事業に位置づけられた。

介護予防・生活支援サービスについては、既存のサービスに加え、地域の多様な主体を活用して高齢者への支援するものである。対象者は①二十八歳以上で要支援認定を受けた人②十八歳九月末までに要支援認定を受け、本サービスをケアプランに位置づけた人③基本チェックリストによりサービス対象者に該当し、以上三点の市民が該当する。内容については、訪問型サービスとして①これまでの介護予防訪問介護相当で、身体介護及び生活援助サービスを行う訪問介護サービスを行う訪問型サービスとして、これまでの介護予防通所介護に相当する通所介護がある。

一般介護予防は、介護予防に関する正しい知識の普及・啓発等とともに、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域で自主的に介護予防活動



介護予防のための正しい知識の普及啓発を図る

者②二十八歳以上で要支援認定を受けた人②十八歳九月末までに要支援認定を受け、本サービスをケアプランに位置づけた人③基本チェックリストによりサービス対象者に該当し、以上三点の市民が該当する。内容については、訪問型サービスとして①これまでの介護予防訪問介護相当で、身体介護及び生活援助サービスを行う訪問型サービスとして、これまでの介護予防通所介護に相当する通所介護がある。

一般介護予防は、介護予防に関する正しい知識の普及・啓発等とともに、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域で自主的に介護予防活動

を継続できる人材の育成及び活動団体の支援を行うサービスのみの訪問介護サービスは、対象者は六十歳以上の高齢者及びその五歳以上の高齢者及びその支援活動にかかわる方で、本人の意向に沿って参加する。内容については、①介護予防普及啓発事業②地域介護予防活動支援事業③地域

域りハビリテーション活動支援事業——以上三点である。今後は市民・関係機関等への周知及び説明会等を実施し、二十八年度から事業を開始するとともに、移行期間を経て、二十九年度末の移行完了を予定する。

答弁 バックアップふじさわについて、二十六年年度に国のモデル事業として開設され、二十七年から本格的な事業を実施している。内容については、移行期間を経て、二十九年度末の移行完了を予定する。

質問 バックアップふじさわの開設に際しては、ハローワークの常設窓口として開設している。生活保護の受給者を初め、児童扶養手当や住居確保給付金の受給者、カーとジョブスポットの職員が同じフロアにおいて密接なやりとりができるため、寄り添った形でのきめ細やかな支援ができる効果がある。実績としては、二十六年

新・行財政改革実行プラン 土地開発公社存続の方向性を報告

行政改革等特別委員会

行政改革等特別委員会は、十一月十六日に開催され、藤沢市行財政改革の推進について審査した。

この日の委員会では、「新・行財政改革実行プラン」について審査を行った。

改革期間の中間年におけるこれまでの取り組みの振り返りと今後の見通しについて、全庁課題では課題によって成果を上げているものと課題が残るものがある。

また、個別課題では、十九課題のうち指標を目標設定している課題は十三課題あり、そのうち九課題が目標を達成できる見込みである。

さらに、今後の改革の推進に当たり考慮すべき状況変化については、①行政サービスのアウトソーシング等の推進などへの対応②マ

な基本設計については、基本構想に基づき検討を進める。

増加、建築費単価の増加のほか、当初想定が困難であった土留め及び解体工事等を盛り込んだこと等が挙げられる。

今後については、二十八年度に設計施工一括発注を行い、実施設計、解体、本工事に順次着手し、三十一年度の供用開始を予定している。

藤沢公民館・労働会館等 複合施設建設基本設計

藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会

藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会は、十一月二十日に開催され、藤沢都心部再生及び公共施設再整備について審査した。

この日の委員会では、藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会（中間報告）及び藤沢市公共建築物長寿命化（予防保全）指針（素案）について審査を行った。

○藤沢公民館・労働会館等複合施設建設基本設計（中間報告）について

〈市の説明〉

本基本設計については、基本構想に基づき検討を進

藤沢公民館・労働会館等複合施設完成イメージ



藤沢公民館・労働会館等複合施設完成イメージ